

山形県と労福協との懇談会 意見交換の内容

1. 多重債務問題について

①「山形県多重債務対策協議会」の充実強化策について、どのような考え方にあるのかお聞きしたい。

(県知事)

山形県多重債務対策協議会では「多重債務者相談ハンドブック」を作成し、相談窓口の情報提供をしている。また、担当者の相談対応能力の向上を図るための「多重債務相談担当者研修会」の開催や、毎年11月に県内19か所(13市と各総合支庁)にて「無料相談会」を開催している。

今後はこれらの取り組みをさらにすすめていくとともに、関係機関との連携を強化し、相談者を相談機関に誘導する体制を充実していく。

②「山形県多重債務対策協議会」と、労福協や労金との提携について考えをお聞きしたい。

(県知事)

貴協議会に対してはこれまで同様、山形県多重債務対策協議会を通じて連携していくとともに、貴協議会の「生活なんでも相談」や東北労働金庫の「サポートローン」などの情報について「多重債務者相談ハンドブック」を通じて情報提供していきたいと考えている。

2. 地方消費者行政の充実について

①消費者行政をすすめていく「推進本部」の設置や組織について、どのような考え方にあるのかお聞きしたい。

(県知事)

県においては、総合的かつ効果的な消費者行政を推進するため、危機管理くらし安心局長を座長とし庁内関係16課長を構成委員とする「山形県消費者行政連絡会議」を設置している。重要事項については副知事を議長とする「危機管理調整会議」と情報の共有を図りながら施策の推進を図っている。

②国の基金を活用した消費者行政の推進について、現段階での考え方についてお聞きしたい。

(県知事)

山形県消費者行政活性化基金については、県や市町村の消費生活センターを新規に設置したり、相談員の増員、啓発活動の強化など消費者行政の充実に取り組んでいる。

なお、この基金の活用期限が24年度までに延長されたことから、市町村に活用を働きかけたところ、24年度までに使い切る規模の事業計画が上がってきている。25年度以降についても財政措置を含めた支援制度について国に提案してまいりたい。

③相談員の処遇改善策や、相談員の専門性の向上についての支援策についてお聞きしたい。

(県知事)

10月現在、4地域に11名の消費生活相談員を配置している。

相談員に対しては、専門的な知識を要する事案の増加や、国の要望などもあり、「有資格者の在職年限を定めないこと」や、「有資格者加算」など処遇を改善してきたところである。

また、専門的な研修に参加させたり、県消費生活センターの相談員が市町村や新設したセンターに出向いて現地研修を実施して相談員の専門性の向上に取り組んでいる。

(社)山形労福協発第53号

2010年11月10日

山形県知事

吉村 美栄子 様

社団法人山形県労働者福祉協議会

理事長 大泉 敏男

(関係団体及び代表者)

日本労働組合総連合会山形県連合会	会 長	大泉 敏男
東北労働金庫山形県本部	本部長	門脇 玄
山形県勤労者共済生活協同組合	本部長	三澤 裕
山形県労働者住宅生活協同組合	理事長	酒井 芳明
山形県生活協同組合連合会	会長理事	岩本 鉄矢
(社) 山形県勤労者福祉センター	理事長	大泉 敏男
(財) 山形県労働者信用基金協会	理事長	五十嵐俊夫
(財) 山形県勤労者育成教育基金協会	理事長	門脇 玄

県政の勤労者福祉拡充に関する要請

県政の発展と県民生活向上のため、ご尽力されていますことに敬意を表します。

日頃より、私どもの労働者福祉運動の全般に対し、特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標題について、以下内容でご要請を申し上げますので、その実現に向けてご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

要請項目

1. 社団法人山形県労働者福祉協議会に対する事業補助金について、これ以上減額交付されないよう要請します。

また、当協議会における事業の柱の一つであります「生活あんしんネットやまがた事業」に対するご支援も併せて要請します。

(要請事由)

山形県労福協は県内の勤労者と労働及び労働福祉団体が力を合わせ、1976年3月に結成しました。

以来、未組織労働者、中小企業に働く勤労者、その家族など勤労県民の暮らしの安心と幸せづくりに向け、福祉活動を総合的に推進することを目的に運動を展開してきました。

08年4月に監督官庁である貴職から社団法人として許可をいただき、任意団体から公益法人に衣替え、これを契機にさらに幅広い活動と事業展開をしていかなければならないと考え、同年の12月から「無料職業紹介事業」をスタートいたしました。これ以降、無料職業紹介事業も含め福祉・生活支援として「生活あんしんネットやまがた事業（福祉や生活に係る相談、就労相談活動など）」の取り組みをすすめてきました。

09年7月、この事業に対して貴職との間で委託業務契約を結び、支援を得ながら事業を展開中であります。

さらに、地域組織として県内11カ所に「地区労福協」を組織し、地域における多重債務ネットワークの設置など、地域に根ざした運動を追求しています。

しかし、勤労県民とその家族を取り巻く環境は、雇用問題をはじめとして依然、厳しいものがあります。それ故に、私どもが果たす役割と任務は重要なものがあると認識しています。

つきましては、引き続き、当協議会の活動と事業全般に対する補助金、そして「生活あんしんネットやまがた事業」への一層のご支援を要請する次第です。

2. 東北労働金庫山形県本部との提携融資制度について、継続措置を要請します。

(要請事由)

東北労働金庫は、働く人の夢と共感を創造する協同組織の金融機関として、また勤労者唯一の福祉金融機関として会員・組合員に支えられ、さらには各団体のご支援をいただきながら健全経営を柱に事業を展開してまいりました。

現在、2012年の全国労金合併を見据えた事業を展開しておりますが、今後ともより一層、勤労者唯一の福祉金融機関として地域に密着した事業展開を目指し、勤労者の福祉向上と県勢・地域の発展に寄与していく所存であります。

つきましては、提携融資制度として「労働者福祉団体等支援資金」「賃金手当対策資金」「出産・育児・介護休業者生活資金」「雇用創出NPO支援資金」について、継続措置を講じて頂きたいと要請申し上げます。

3. 財団法人山形県労働者信用基金協会と各市町村が締結している提携制度の継続について、支援を要請します。

(要請事由)

財団法人山形県労働者信用基金協会と各市町村との提携制度の継続について、勤労県民の福祉向上の観点から、山形県の更なるご支援をいただきたく、要請を申し上げます。

4. 財団法人山形県勤労者育成教育基金協会の事業について、昨年同様、メールマガジン「労働やまがた」への定期掲載により、県民に対する周知を要請します。

(要請事由)

当教育基金協会の目的は、「県内に若者を定着させ地域活性化による産業経済の発展に寄与する」という、崇高な理念のもとに「ふるさと奨学ローン」利用者への利子補給事業を行っております。

当協会の目的、事業内容について広く県民の皆さんにご周知をいただくため、広報誌等への記事記載を要請するものです。

5. 無登録農薬の不正使用やふぐの食中毒、山菜の産地偽装など、食の安全確保に関する信頼が揺らいでいる山形県にあって、全国に誇れる実効性のある「食の安全・安心条例(仮称)」を制定するよう要請します。

(要請事由)

山形県が「食の安全・安心条例(仮称)」を「県の新たな総合発展計画の内容と調整を図る必要がある」として、2009年度内の制定を見送りました。

しかし、2010年3月に制定された「第3次山形県総合発展計画」には食の安全・安心について「農薬の適正使用や食品表示の適正化など、生産から流通・消費まで、食の安全・安心を確保する取組みを強化する」としか記されていません。

無登録農薬の不正使用やふぐの食中毒、山菜の産地偽装など、食の安全確保に関する信頼が揺らいでいる山形県にあって、全国に誇れる実効性のある「食の安全・安心条例(仮称)」が是非とも必要です。一刻も早く制定するよう要請いたします。

6. 石油製品の高騰に対し、「投機マネー」の規制強化が必要であり、日本政府へ積極的な対応を行うよう働きかけを要請します。

また、高齢者や生活弱者に対しては、「福祉灯油」の支援を実施されることを要請します。

(要請事由)

山形に住む私たちにとって暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠くことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることがすべての県民の願いです。

しかし、一昨年からの石油製品の高騰は異常であり、まったく様相が変わってしまいました。いまや「原油は金融商品化」し、「投機マネー」によって消費者は異常な価格に翻弄されることになりました。経済産業省の2008年エネルギー白書では「原油は世界的な実需では妥当な価格は概ね1バレル50～60ドル程度と見積もれる」としていますが、この5月には87ドル台に高騰し、現在も70ドル以上の高値をつけています。「投機マネー」の規制強化が一層必要であり、日本政府へ積極

的な対応を行うよう、山形県として働きかけを行って下さい。

また、国内の灯油価格も、石油元売会社は今年6月から卸売価格の算定方式を改定し、元売会社主導の値決めが強まっています。そのため、空前の円高にある今の状況下でも、昨年より高い価格でシーズンインするのは確実であり、適切な「行政指導」が必要です。そして、県民のくらしや地域経済が一層きびしくなる中、家計への負担増が心配です。特に、高齢者や生活弱者に対しては、2008年のように「福祉灯油」として山形県のあたたかい支援がぜひ必要であり、実現を強く要請します。

7. 消費者行政人員の拡充、消費生活相談員の待遇改善、人材育成について、更なる強化を要請します。

また、各種行政施策の検討に幅広く消費者団体を参加させることを要請します。

(要請事由)

貸金業法・割賦販売法の改正、消費者庁の設置の成果を踏まえ、悪徳商法被害などを防止するには、消費者行政の土台である地方消費者行政・相談機能を強化することが不可欠です。

消費者庁では庁内に「地方消費者行政推進本部」を設置し、基金の見直しについて検討し、7月21日に次のような運用の一部見直しを公表しました。

- ① 都道府県ごとの個別の要請がある場合には「基金」を活用可能とすること。
- ② 相談員（既存の相談員も含む）の報酬引き上げにも「基金」を活用可能とすること。

山形県においても、山形県消費者行政活性基金（3億4,200万円）が造成され、21年度5,700万円、22年度7,700万円、23年度5,900万円の事業計画が組まれているところですが、これら3年間の合計は1億9,300万円です。そのため、消費者行政人員の拡充、消費生活相談員の待遇改善、人材育成について、更なる強化を要請いたします。

また、各種行政施策の検討に幅広く消費者団体を参加させることを要請いたします。

8. 山形県内で養成される看護師の数が不足しています。看護学校の増設あるいは大幅な定員増を要請します。

(要請事由)

「7 対 1 看護」等入院患者に手厚い看護が提供できる制度が作られています。山形県内では看護師確保が困難なため実施を見送っている医療機関も少なくありません。

また、看護師になることを希望している若者が、県内で入学できる看護学校の定員枠が少ないために県外の看護学校に入学し、そのまま県外の医療機関に就職するというケースが少なくありません。

若者の県外流出を防ぐ立場からも、看護学校の増設或いは大幅な定員増を要請します。

山形県への要請と回答

	要 請 内 容	回 答
1	社団法人山形県労働者福祉協議会に対する事業補助金について、これ以上減額交付されないよう要請します。 また、当協議会における事業の柱の一つであります「生活あんしんネットやまがた事業」に対するご支援も併せて要請します。	県の財政は、極めて厳しい状況であります。が、労働者福祉の向上のため、補助金の継続について努力してまいります。 また、現在の委託事業（「生活あんしんネットやまがた事業」）については、必要な助言を行うとともに、継続について検討してまいります。
2	東北労働金庫山形県本部との提携融資制度について、継続措置を要請します。	県の財政は依然として厳しい状況にあることから、利用実績、県の施策としての必要性、事業効果の観点から制度等の見直しを行いながら、継続について検討してまいります。
3	財団法人山形県労働者信用基金協会と各市町村が締結している提携制度の継続について、支援を要請します。	各市町村に対し、各種会議等の場で、要請があったことを伝えてまいります。
4	財団法人山形県勤労者育成教育基金協会の事業について、昨年同様、メールマガジン「労働やまがた」への定期掲載により、県民に対する周知を要請します。	これまでも「労働やまがた」に年1回の定期掲載を行っており、今年度もメールマガジン労働やまがた No. 565（1・2月号）での掲載を予定しております。 今後も引き続き、年に1回の定期掲載を行ってまいります。
5	無登録農薬の不正使用やふぐの食中毒、山菜の産地偽装など、食の安全確保に関する信頼が揺らいでいる山形県にあって、全国に誇れる実効性のある「食の安全・安心条例(仮称)」を制定するよう要請します。	現在、食の安全・安心を確保するため、県が今後取り組むべき食の安全関連施策を推進するための仕組み作りなど、幅広い視点で検討を進めているところです。 その中で、今回の要請は貴重な意見の一つと受け止め、引き続き検討してまいります。
6	石油製品の高騰に対し、「投機マネー」の規制強化が必要であり、日本政府へ積極的な対応を行うよう働きかけを要請します。 また、高齢者や生活弱者に対しては、「福祉灯油」の支援を実施されることを要請します。	「投機マネー」の規制強化等を通じた石油製品価格の適正化については、必要に応じて、全国知事会等を通して国に働きかけてまいります。 なお、石油製品は事業者の経営判断や需給等に左右される市況商品であり、石油価格の変動に関し行政指導はできませんが、消費者に著しい不利益が及ぶと認められる場合等においては、生活二法に基づき、売渡命令や販売価格の標準額の決定など必要な措置を講じることとされております。 現時点では、灯油価格が高騰している状況にはなく、価格変動も安定していることから、県としては「福祉灯油」の実施を予定しておりませんが、今後とも引き続き灯油価格の動向を注視してまいります。

7	消費者行政人員の拡充、消費生活相談員の待遇改善、人材育成について、更なる強化を要請します。 また、各種行政施策の検討に幅広く消費者団体を参加させることを要請します。	消費者行政人員については、県全体の定数管理の中で、全体最適の観点から検討しているところです。 消費生活相談員については、今年度、資格加算を増額しましたが、職務の専門性や困難さに見合った処遇となるよう検討してまいります。なお、市町村の相談員の処遇改善について積極的に取り組むよう市町村に要請しております。 また、相談員の養成・資質向上のため、実務研修会を開催するとともに、国民生活センターなどが開催する研修への参加を支援したりするなどしているところです。 今後とも、以上の取り組みを継続して実施していくとともに、国の財政支援が平成25年度以降も継続されるよう要望してまいります。 なお、県の消費生活審議会においては、山形県消費生活団体連絡協議会及び山形県生活協同組合連合会の代表者から委員に就任いただき、各種消費者行政施策の検討に参加いただいております。
8	山形県内で養成される看護師の数が不足しています。看護学校の増設あるいは大幅な定員増を要請します。	県では、①新規就業者の確保（県内民間養成所の学生の負担軽減となる運営費助成など）、②離職防止・再就業の促進（民間病院内保育事業への助成拡充、離職者への就業あっせんなど）、③質の向上（新規就業者の離職防止につながる研修など）の3つの施策を実施し、看護職員の総合的な確保対策に取り組んでまいります。 看護師等養成所の新設等については、少子化の進展のほか、施設・設備の整備及び教員の確保など様々な課題があり、直ぐに対応できる状況にはありませんが、今後、関係機関と連携しながら検討してまいります。 県立保健医療大学については、本県の医療従事者を確保するため、卒業生の県内定着を促進する様々な取り組みを引き続き行いつつ、定員増の必要性については、県内の他の看護師等養成所の状況を踏まえて慎重に検討してまいります。 県立高等学校における看護科の増設及び定員増は困難な状況にありますが、今後も有為な看護師の養成に向け、5年一貫教育の充実と向上に努めてまいります。